

水道とくらし

No.36
2020

編集・発行 蕨市水道部 蕨市中央2-10-6 TEL 048(431)3507

災害時に水道水をお届けするために

水道部では、近年頻発している地震、台風、集中豪雨等の災害対策として、管路の耐震化や組立式応急給水タンクを配備しています。



水道料金のお支払いは**便利**な**口座振替**で

給水人口 75,601人 給水戸数 39,536戸 (令和2年3月1日現在)

災害発生時に備え応急給水体制の整備に力を入れています

昨今、日本各地で様々な大規模災害が起り、その影響で被災地区では長期にわたり断水が生じました。また、昨年の台風19号では、大規模な停電や河川氾濫などにより、広範囲で断水が発生したの記憶に新しいところです。

蔵市においても同様に、大規模な災害が発生した直後には、停電や給水管の破損、配水管路本体の破損などにより、断水が想定されます。このような場合、配水管路等の復旧作業を急ぎますが、発災後数日程度は、水道が開通しても濁り水の発生が予想されます。このような状況に対応するために、組立式応急給水タンクを活用し、浄水場から給水車による応急給水を行います。ただし、数日経て濁り水が解消しても、停電の発生や給水管の破損などにより、相当数のご家庭の断水が継続するものと想定されます。

そこで、生活に必要な水道水を届けるために、指定避難所になっている小中学校に「**災害用応急給水栓**」の整備に着手しています。この災害用応急給水栓を利用することにより、簡単な手順で組立式蛇

口を取り付けることができ、いち早く給水を開設することができます。これにより、市内の主要な応急給水可能な施設は、浄水場2か所、**耐震性貯水槽**設置場所5か所、災害用応急給水栓設置場所(市内全小中学校)10か所の、計17か所となります。(3ページ参照)

災害用応急給水栓は、これまで、西小学校、中央小学校、中央東小学校、第二中学校に整備を行い、令和5年度を目標に市内の残りの小中学校すべてに整備していく予定です。

なお、**組立式の応急給水タンク**(1トン)については、指定避難所であるコミュニティセンター、小中学校等の19か所への整備が完了しています。



▲ 組立式応急給水タンク

水道とくらし Q & A

Q 応急給水栓とは？

A 地震などの災害で万一断水した場合に、市民の皆様に飲料水を配るための給水栓です。今後、令和5年度を目標に市内の小中学校10校に整備を予定しています。災害時には、各校に配備予定の組立式蛇口やホースを装着することで、給水が可能となります。



Q 耐震性貯水槽とは？

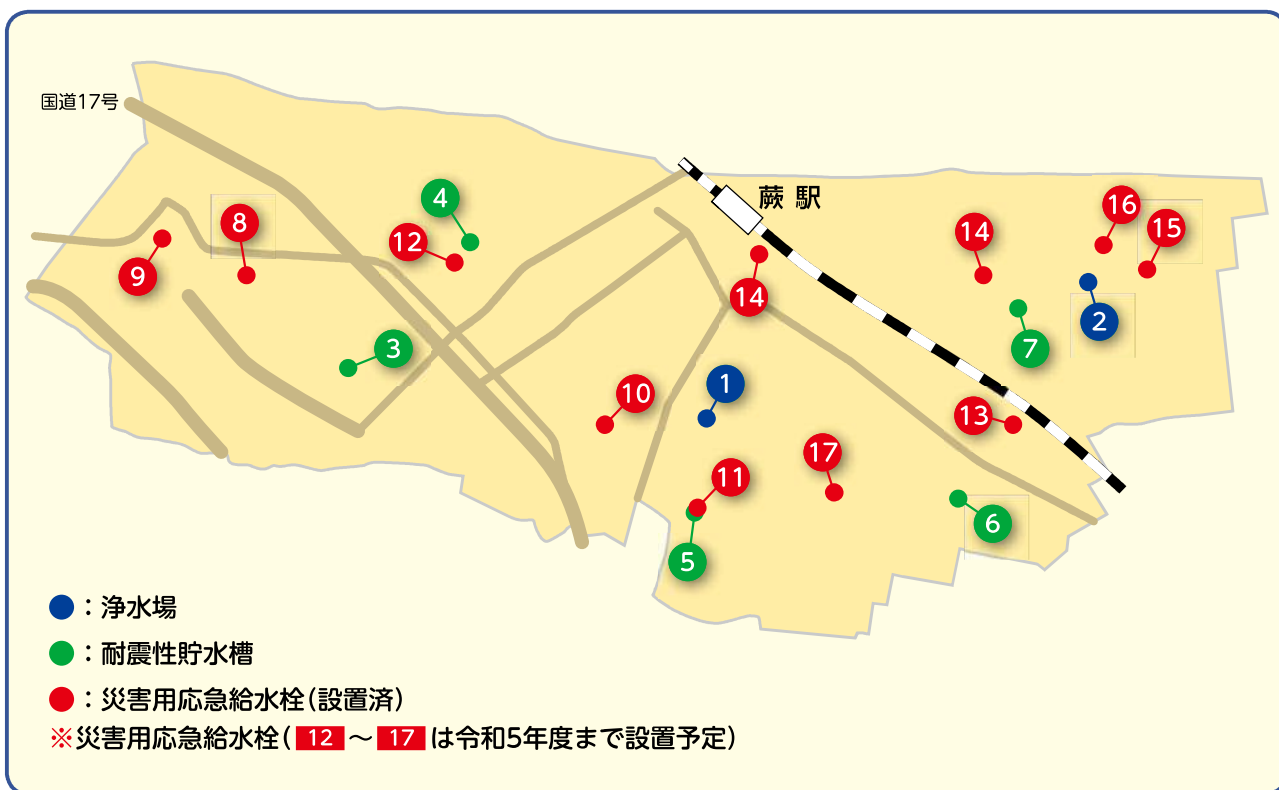
A 災害時に水道水を貯めるための貯水槽で、地中に設置しています。市内5地区すべてに設置しており、地震動等に対して耐震性能を有する構造や素材で造られているため、災害時にも貯水槽内の100トンの水道水を活用できます。

Q 組立式応急給水タンクとは？

A 簡易な手順で組み立て可能な応急給水タンクです。タンク本体が軽量の樹脂製で、1トンの水を貯めることができます。タンク組立時に設置する内袋に水道水を充填し、蛇口のハンドルを回すだけで給水することが出来ます。



主な応急給水可能施設



番号	重要施設区分	地区	名称
1	浄水場	中央	中央浄水場
2		塚越	塚越浄水場
3	耐震性貯水槽	錦町	錦町スポーツ広場
4		北町	保健センター
5		中央	中央東小学校
6		南町	三和公園
7		塚越	蕨市民公園
8	災害用応急給水栓(小中学校)	錦町	第二中学校
9		錦町	西小学校
10		中央	中央小学校
11		中央	中央東小学校
12		北町	北小学校
13		南町	第一中学校
14		塚越	東小学校
15		塚越	塚越小学校
16		塚越	東中学校
17		南町	南小学校



平成30年度 水道事業決算のあらまし

純利益 1億8,053万円

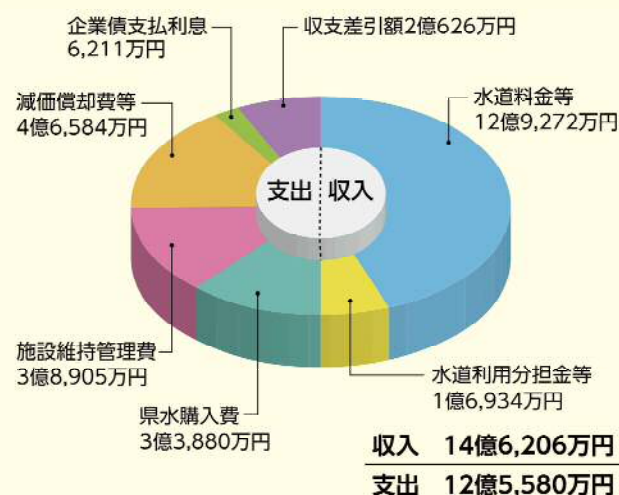
平成30年度は大阪北部地震、7月の豪雨災害、北海道胆振東部地震など大規模災害が頻繁に発生し、1年を象徴する文字として「災」が選ばれるなど、市民の皆さんの水道事業に対する要望が高い「災害時の飲料水確保」に大きな関心が集まった1年でした。平成30年度は管路の耐震化を促進し、災害に強い水道の構築に取り組むとともに、スタンドパイプを活用した応急給水栓を各町会の自主防災会に配備したほか、災害時の指定避難場所である小・中学校に組立式応急給水タンクを配備し、災害発生時に備え応急給水体制の整備を強化し、災害に強い水道の実現に尽力いたしました。

平成30年度決算のあらまきは、下の図のようになりました。収益的収支とは、水道料金を中心とした収入と水道水を作ったり、施設の維持管理を中心とした営業活動に係る費用です。収益的収入は14億6,206万円、支出は12億5,580万円となり、1億8,053万円の純利益を計上しました。

一方、資本的収支とは、工事に対する他会計からの負担金や資産の取得に要する企業債などの収入と、新しく水道設備の整備をしたり、老朽化した水道施設を更新するための事業費を中心とした営業活動以外の収支です。資本的収入は2億1,609万円で、支出は6億3,228万円となり、4億1,619万円の不足が生じましたが、過年度分損益勘定留保資金などの積立金で補てんしました。

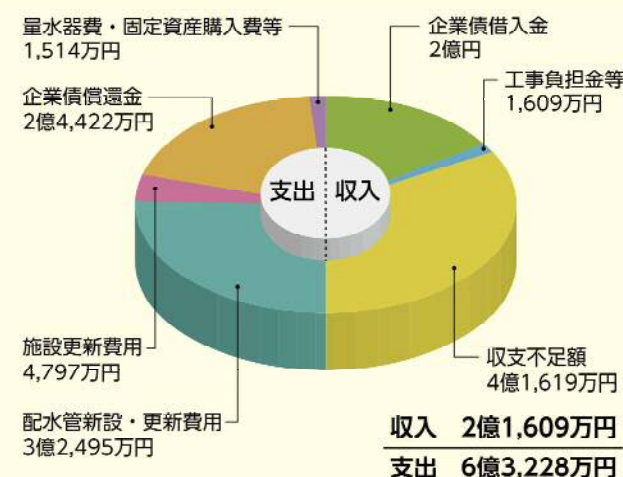
収益的収支

みなさまからお支払いいただく水道料金を中心とした収入と、水道水を作り、みなさまのご家庭に送るための費用です。主な費用は、水道水の原水(県水)を購入する経費、浄水場や配水管の維持管理に要する経費、固定資産の減価償却費などです。



資本的収支

工事費用に充てるための借入金や工事負担金等の収入と、水道設備の整備や老朽化した施設の更新や配水管の耐震化などの設備投資のための費用です。収支不足額は、資本拡充のために企業内部で留保、積立した資金を取り崩すなどして補てんします。



業務量

● 給水人口	7万5,254人	● 年間配水量	791万6,910㎡	● 一日平均配水量	2万1,690㎡
● 給水戸数	3万9,165戸	● 年間給水量	762万2,754㎡	● 一日平均給水量	2万884㎡

企業債残高

30億2,637万260円(前年比4,422万5,165円減)

職員数

14人(部長1人、業務課6人、維持管理課7人) ※いずれも平成31年3月31日現在

水道水の安全性について

令和元年8月水道水全項目水質検査結果表

蕨市の水道水源の約70%は埼玉県企業局から購入(受水)している「県水」で、約30%が市内9か所の深井戸から汲み上げている地下水です。「県水」は、県の浄水場で飲料水としての安全性が確認された水を受水しています。特に、放射性物質の検査では、大久保浄水場が国から委託されていることもあり、厳しい検査が行われており、蕨市においても3ヶ月に1回検査をしています。下表は、水道法に基づいて昨年8月に実施した水質検査の結果です。北町5丁目と塚越7丁目で検査したうち、数値の高い結果を掲載していますが、いずれも国の基準を大きく下回る安全な水となっていますので、引き続き安心してご利用ください。

No.	水質検査項目	水質基準値/気温・水温	結果	No.	水質検査項目	水質基準値/気温・水温	結果
1	一般細菌	100個/mL以下	0	32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下	0.006
2	大腸菌	検出されないこと	不検出	33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下	0.02
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	<0.0003	34	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下	<0.03
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	<0.00005	35	銅及びその化合物	1.0mg/L以下	<0.01
5	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	<0.001	36	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	13.0
6	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	<0.001	37	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	0.002
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下	<0.001	38	塩化物イオン	200mg/L以下	17.3
8	六価クロム化合物	0.05mg/L以下	<0.005	39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下	84
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	<0.004	40	蒸発残留物	500mg/L以下	161
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	<0.001	41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	<0.02
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	2.80	42	ジェオスミン	0.00001mg/L以下	<0.000001
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/L以下	<0.08	43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下	0.000001
13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/L以下	0.02	44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	<0.005
14	四塩化炭素	0.002mg/L以下	<0.0002	45	フェノール類	0.005mg/L以下	<0.0005
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	<0.001	46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L以下	0.4
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	<0.001	47	pH値	5.8以上8.6以下	7.6
17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下	<0.001	48	味	異常でないこと	異常なし
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	<0.001	49	臭気	異常でないこと	異常なし
19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	<0.001	50	色度	5度以下	<1
20	ベンゼン	0.01mg/L以下	<0.001	51	濁度	2度以下	<0.1
21	塩素酸	0.6mg/L以下	<0.06	他項目	残留塩素	0.1mg/L以上	0.4
22	クロロ酢酸	0.02mg/L以下	<0.002				
23	クロロホルム	0.06mg/L以下	0.009				
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	0.005				
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下	0.006				
26	臭素酸	0.01mg/L以下	<0.001				
27	総トリハロメタン	0.1mg/L以下	0.024				
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下	0.003				
29	プロモジクロロメタン	0.03mg/L以下	0.008				
30	プロモホルム	0.09mg/L以下	0.001				
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	<0.005				

生活利用上又は施設管理上障害の生じるおそれのある20項目

備考
 1.記号「<」は、「未満」を表しています。
 2.平成26年度から「亜硝酸態窒素」が追加となりました。



水道水の放射性物質検査結果について

蕨市では、3ヶ月に1回、交流プラザさくらにおいて、水道水の放射性物質検査を実施しています。蕨市の水道水は約30%が約200mの深さの密閉式井戸から取水している井戸水ですので、放射性物質の影響を直接受けることはありません。検査結果は、初回だけの平成23年3月25日の検出を最後に、不検出となっているため、蕨市の水道水は安心・安全です。

地下水の水質検査結果について

蕨市の地下水(原水)の水質試験結果は、39項目のうちほとんどの項目で水道水の水質基準値の1割程度であり、良好な水質であることを示しています。

検査結果は下記の水道部ホームページよりご確認ください。(お問い合わせ先：水道部 維持管理課 432-2217)

●蕨市の原水・浄水全項目水質検査結果

●蕨市の水道水の放射性物質検査結果

サイト内検索 / ページ番号検索

1001419

サイト内検索 / ページ番号検索

1001423

蕨市のホームページから左の番号で検索。

水道料金・下水道使用料について

令和元年10月1日に消費税率が10%に引き上げられたことに伴い、同日以降の水道料金等について消費税分を引き上げる内容の改定を行いました。

ただし、令和元年9月30日以前から継続して水道を利用している場合は、経過措置として、令和元年10月1日以降の初回の検針分に限り、従来の消費税率8%を適用していますので、多くの方は12月以降の請求分から消費税率10%となっています。

水道料金(1か月)

家事用 基本料金：10m³まで900円

●超過料金1m³につき

使用水量 (m ³)	金額 (円)
11 ~ 20	135
21 ~ 30	155
31 ~ 50	200
51 ~ 70	220
71 ~	270

営業用 基本料金：10m³まで1,000円

●超過料金1m³につき

使用水量 (m ³)	金額 (円)
11 ~ 20	175
21 ~ 30	200
31 ~ 50	230
51 ~ 70	300
71 ~	330

下水道使用料(1か月)

共通 基本料金：10m³まで610円

●超過料金1m³につき

使用水量 (m ³)	金額 (円)
11 ~ 20	58
21 ~ 50	70
51 ~ 100	90
101 ~ 200	125
201 ~ 500	150
501 ~ 1000	165
1001 ~	190

「m³」とは

使用水量および汚水排水量の単位は「m³」で「立方メートル」と読みます。1m³は100cm×100cm×100cmの体積で「リットル」に換算すると1,000リットルになります。



水道料金・下水道料金の計算方法

家事用で46m³(2か月分)使用した場合：46m³÷2か月分=23m³
1か月あたりの使用料23m³の水量に対して料金表を当てはめていきます。

水道料金

基本料金：10m³まで900円(A)
11~20m³分：135円×10m³=1,350円(B)
21~30m³分：155円×3m³=465円(C)
{(A)+(B)+(C)}×消費税
：2,715円×1.10=2,986(1円未満切捨)
2,986円×2か月分=5,972円

+

下水道使用料

基本料金：10m³まで610円(E)
11~20m³分：58円×10m³=580円(F)
21~30m³分：70円×3m³=210円(G)
{(E)+(F)+(G)}×消費税
：1,400円×1.10=1,540(1円未満切捨)
1,540円×2か月分=3,080円

水道料金5,972円・下水道使用料3,080円の合計9,052円が請求額となります。

貯水槽水道(受水槽)の適正な管理

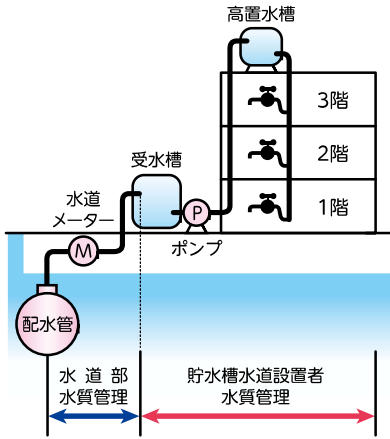
マンションやビルなどで、受水槽にいったん水道水を貯めてから給水する施設を「貯水槽水道」といいます。

貯水槽水道(受水槽)は、利用者へ安全な水を供給する装置でもありますので、設置者の責任においてしっかりと管理をしてください。

貯水槽水道の清掃

貯水槽水道は、安全管理を怠ると、異物の混入や雨水などの流入により、水質が悪化するなどの問題が生じます。

清掃は年に1回以上、定期的に行ってください。また、専門的な知識・技能が必要のため、建築物飲料水貯水槽清掃業者に依頼されますと安心です。



▲ 貯水槽水道による給水方式の例

定期検査の受検

普段の生活に欠かせない水なので、安全な水を供給するため、水道法により貯水槽が10ℓを超えるものは年に1回以上、厚生労働大臣登録検査機関(注)の検査を受けなければなりません。

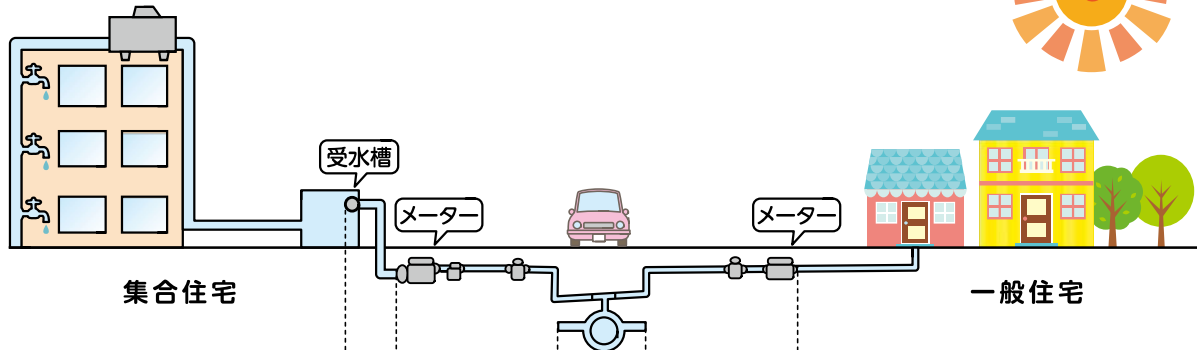
(注)厚生労働省のホームページをご参照ください。
<http://www.mhlw.go.jp/>



▲ 貯水槽(イメージ)

ご家庭の水道水の仕組み

給水装置の修理などにかかる費用は、基本的に所有者等の負担になります。十分な維持管理を心掛けましょう。



区分	貯水槽水道	給水装置	配水管	給水装置
所有者及び維持管理	所有者又は使用者		水道部	所有者又は使用者
修理費の負担	所有者又は使用者		水道部	所有者又は使用者
施工者	指定給水装置工事業者		水道部	指定給水装置工事業者

災害に備えて水道水のくみ置きを

私たちが生命を維持するために必要な水の量は、成人で1日2リットル～2.5リットル（飲み水としては1.0～1.5リットル）といわれていますので、日ごろからいざという時に備えて、1人当たり3リットルほどの水道水を各ご家庭で備蓄していただくようお願いいたします。

- 水道水は、容器の口元までいっぱいに入れ、空気に触れないようにしましょう。
- 場所は、冷暗所を選んで保存してください。
- 保存期間は、3日間を目安に汲み替えましょう。
- 浄水器には、塩素を除去するものがありますので、保存する場合は浄水器を使用しない蛇口から注いで下さい。



悪質な訪問販売にご注意ください

お客様のご依頼のない限り、訪問による水質・配管・水圧調査や給水管の修繕・取替などは、行っておりません。水道部職員、委託業者は必ず蕨市発行の身分証明書を持っています。お問い合わせは 維持管理課(432)2217へ



こんな時には必ずお知らせください

水道を使用開始するときや使用中止するとき、市内で住所が変更になるとき、使用者または所有者の名義が変わるときなど。水道部窓口の他、電話や電子申請でもお手続きができます。名義変更の場合は、申請書のご提出が必要です。

お問い合わせは 業務課 (432) 5329へ

水道料金等は安心・便利・確実な口座振替で!

水道料金等は、金融機関の口座から請求月の翌月の7日に自動的に納められる口座振替が便利です。申し込みは、通帳と通帳印、納入通知書を持って、口座がある金融機関の窓口でお手続きしていただくか「水道使用開始申込書(はがき)」に必要事項を記入してポストへ投函してください。



お知らせ / 指定給水装置工事事業者制度が**更新制**になりました

これまで、指定給水装置工事事業者制度は更新制でなかったことから、過去に指定給水装置工事事業者になった事業者にも名称や所在地、事業の廃止等があった場合でも、届出がない場合、その事業者の事業実態を把握できず、所在不明な事業者が存在するなどといった課題がありました。

こうした課題に対応するため、厚生労働省が水道法の一部を改正し、指定給水装置工事事業者制度は、令和元年10月より5年ごとの更新制を導入することとなりました。これにより、指定給水装置工事事業者の講習会の受講が促進され、資質の維持・向上が期待されます。また、より詳しく正確な情報を蕨市水道部のホームページから提供することができます。

※指定給水装置工事事業者とは：水道事業者に認められた場合に登録できるもので、給水装置の新設、建替、改造工事等を行うことができます。事業者は自治体等ごとに登録しなければなりません。

お問い合わせ

- 水道料金に関すること
 - 検針や利用開始・休止に関すること
- 業務課 048(432)5329

- 漏水に関すること
 - 水道工事、メーター交換に関すること
 - 赤水や水質に関すること
- 維持管理課 048(432)2217

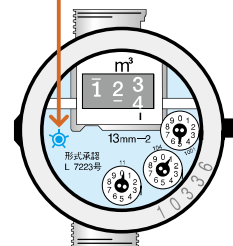
蕨市水道部
蕨市中央2-10-6
048(431)3507
suidou@city.warabi.saitama.jp

宅地内漏水の発見方法

- ① 宅地内の蛇口をすべて閉めてください。
- ② メーターボックスのふたを開け、メーター内のパイロットを見てください。
- ③ パイロットが回転していると、漏水の可能性がります。

※漏水の量によって、回転する速さが違います。

パイロット



漏水が確認されたら

- ◆ 指定給水装置工事事業者に依頼し、修理してください。費用は、お客様の負担となります。
- ◆ 指定給水装置工事事業者などでご不明な点がございましたら 維持管理課(432)2217にご相談ください。